町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2343号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014　東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486番　FAX03-3580-5955

発行人　渡辺　明：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

もくじ

政策　平成十三年度総務省財政課長内かん……（2）
情報　カプセルNOW&NEW……（15）
随想　その一言……三重県青山町長　松原美省……（16）
情報　新任都道府県町村会長の略歴（埼玉県）……（17）
情報　政策レーダー……（19）

雪原のタンチョウ（北海道阿寒町）

閑話休題

にぎみたまの世に

二一世紀、ただ二一世紀とて明けにけり、との感が深い。では一体、二一世紀とは何かと訊ねても、答えてくれる人はまれである。反問されると困るので、一つの〝変答〟を用意して、その骨子は年賀状で披露しておいた。

まず、この地球化時代にいつまでも西暦ではあるまいというわけで、今年は地球暦（地暦）元年と勝手に決めた。そして、多種多様な民族が共存共栄する地球社会の理念となるべき語句を選んでみた。すなわち、敬天愛地、安土敦仁、一切種智、汎和御魂、坤輿混同の五句である。

敬天愛地とは、天地創造の神話時代より人類共通の宗教的根源である。敬天の方は、百億光年をこえる神秘な宇宙観の拡大とともに深まるばかりである。一方、万物の母、大地の女神ガイアに対する敬愛の念は薄れるばかりか、その美貌を汚し、衣装を引き裂き、乱暴狼藉。ようやく自らの環境破壊と気がついても、〝地球にやさしく〟、などと忘恩不遜な態度を改めない。郷土・国土愛、大地愛の教育にもっと努めねばならない。

〝土に安んじ仁に敦し〟、とは楽天知命につづくもので『易経』からの引用。土は〝クニ〟であり郷土であり、境遇、環境に安んじることによって、周囲の人々をいつくしみ愛するようになるのである。

一切種智（『法華経』薬草喩品）とは、すべてのものを平等に見るとともに、個々の特性を細かく見分ける仏の智慧である。個性を無視した安易な平等主義、各論ぬきの総論、浅薄な普遍思想、画一的な文明観の反省なしに、複雑多彩な地球社会をまとめることはできない。そのためには、わが古代より尊崇されてきた和御魂、精熟温和な徳を備えた神霊の汎き加護も請わねばならない。

いま地暦元年、三千年紀の年頭にさいして、万物をのせる坤輿（地球）には、創造的多様性を展開しながら、真に混同融和した地球社会がとわに繁栄するよう、切望する次第である。

（東京大学名誉教授　西川　治）

◉写真募集◉

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。（写真には題名、町村名を付して下さい）なお、採否は当方に一任願います。
送り先：全国町村会・広報部

徹底した行革と財政体質健全化を要請

平成十三年度予算編成で財政課長内かん

総務省は一月二十一日、平成十三年度の地方財政の見通しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を各都道府県に通知した。

内かんは地方財政の見通しについて、引き続き大幅な財源不足の状況にあり、十三年度末における地方財政の借入金残高が一八八兆円に達する見込みなど、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されているとしており、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進し、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努めることが急務であるとした。このため明年度の予算編成に当たっては財政の健全化の確保に留意しつつ、地域経済の状況に応じた景気回復への取り組みを行うとともに、ＩＴ革命の推進等二十一世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策等の課題に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきであると強調している。

財政課長内かんの内容（国の予算、地方公営企業などは省略）は次のとおり。

予算編成の基本的考え方

我が国経済は、平成十年には、「不況の環」とも呼ぶべき厳しい状況にあったが、累次の経済対策の推進を通じ、景気回復の一段の推進と経済社会構造の改革の実現に努めてきた結果、経済は企業部門を中心に緩やかな改善を続けている。今後、日本新生のための新発展政策をはじめ必要な諸施策の実施により、平成十三年度には民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどると見通される。

そうした中で、明年度の地方財政は、平成十二年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は平成十三年度末には一八八兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還により公債費の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

その一方で、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成十一年法律第八七号）が施行され、地方分権がいよいよ現実の歩みを始めた中で、地方財政の役割はますます重要になっている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、今後における財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に努めることが急務である。

平成十三年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、景気回復への取組みを行うとともに、ＩＴ革命の推進等二十一世紀の発展基盤の構築、総合的な地域福祉施策等の地域の課題に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

一　平成十三年度の国内総生産の成長率は、名目一・〇％程度、実質一・七％程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

二　地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（平成九年十一月十四日付け自治事務次官通知）に沿って、計画的な取組みを推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進など行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められたい。なお、地方団体の先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により紹介していくので参考とされたい。

また、行政改革を進める際、数値目標を設定するなど、できる限り行政改革の目標を具体的なものとするとともに、行政改革の目標や進捗状況等を積極的に住民に広報するなどにより、住民の一層の理解と協力の下で行政改革を推進するよう努められたい。

なお、行政評価への取組みについても、その推進に努められたい。

三　定員及び給与については、定員管理及び給与水準の適正化等を図り、給与関係経費を抑制されたい。

特に、不適正な給与水準、給与制度・運用及び制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当などの諸手当につい

政　策

ては国民の厳しい批判が寄せられており、これらの適正を欠く給与、諸手当については速やかに是正を行われたい。

また、国における高齢層職員については、平成十一年度に昇給停止年齢を原則五十五歳に引き下げる等の措置が講じられたところであるので、地方団体においても当該制度の趣旨等を踏まえ、同様の措置を講じられたい。

定員管理については、各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、状況の変化に応じたその積極的な見直し、定員適正化の数値目標の公表を行うなど、定員管理の適正化を一層推進し、極力定員の縮減を行うとともに、増員を抑制されたい。

また、職員の資質のより一層の向上を図るため、職員の人材育成に対する地方財政措置として、自己啓発、職場研修の推進及び市町村が民間・都道府県と共同で実施する管理職者に対する高度・専門的な研修等に対する支援を引き続き行うこととしている。

さらに、都道府県が行う市町村職員の研修及び首長等のトップセミナーなどへの参加に対する支援を新たに行うこととしているので、併せてその適切な活用を図るとともに、人材育成に関する基本方針の策定及びその着実な推進に取り組まれたい。

四　財政構造が悪化している地方団体においては、必要に応じて財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化債を引き続き発行できることとしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保にも十分配慮したうえ、活用を図られたい。

五　適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

六　地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る視点から、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要となっている。

このため、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成、気運の醸成を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、平成十二年度予算において創設した合併準備補助金及び合併市町村補助金に加え、平成十三年度予算においても新たに都道府県体制整備費補助金を創設するなど合併促進策を強化することとしているので、地域の実情に応じた積極的な取組みを推進されたい。特に地域の実情を熟知した広域的な団体である都道府県の果たす役割は極めて重要であり、策定した「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえ、市町村合併の着実な推進のための全庁的な取組みを図ることとされたい。

七　投資的経費に係る地方単独事業については、地方分権の進展に伴う地方団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本の整備の必要性、国の公共事業関係費の総額、経済対策の実施の必要性等を勘案して、一七兆五、〇〇〇億円程度を確保している。

この額は、前年度の額に比して減となっているが、これは近年、地方財政計画額と地方団体の決算との間にかい離が生じているため、昨年に引き続き、計画策定上所要の規模是正を行うこととしたもので、地方団体の予算における地方単独事業費の減額を想定したものではないことに留意されたい。

地方団体の予算編成に際しては、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量の確保に積極的に取り組まれたい。

特に、日本経済の新生を図ることが政府の当面の重要課題であることにかんがみ、それぞれの地域経済に即した事業を機動的に実施するため、「臨時経済対策事業」（八、〇〇〇億円）を引き続き確保するとともに、ＩＴ革命推進のための基盤整備、少子・高齢化、教育・青少年育成、環境対応、技術開発・振興など、地域の新たな発展基盤を緊急に整備する必要があることから、地方団体がこれらの財政需要に的確に対応できるよう、「日本新生緊急基盤整備事業」（日本新生事業・ハード分、三、〇〇〇億円）を創設し、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

八　日本新生のための新たな発展基盤を整備するため、ソフト面においても地域における科学技術振興の推進、総合行政ネットワーク、申請・届出等手続のオンライン化、統合型地理情報システム（ＧＩＳ）導入、文化財等の電子的保存及びその発信、新千年紀記念行事（インターネット博覧会）への参加支援等の事業（「日本新生緊急基盤整備事業」（日本新生事業・ソフト分、五八〇億円程度））に対して、地方交付税措置を講じることとしているので、積極的に取り組まれたい。

九　住民と行政が役割分担して行う地域づくりを発展・充実させていくため、住民が中心となって考え、住民が主体となって行う「わがまちづくり」を支援する「わがまちづくり支援事業」を創設し、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組みに対する市町村の支援に要する経費について地方交付税措置を講じることとしているので、積極的に推進されたい。

政　策

一〇　第一五〇回国会において成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においてもIT革命に的確に対応していくため、地方公共団体の電子化（電子自治体）の実現を図るとともに、地域の社会・経済活動の活性化に資するための地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

　このため、二〇〇三年までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体の電子化を推進するため、地方公共団体が行う庁内LAN及び必要な職員に対する一人一台パソコンの整備、地方公共団体間を相互に接続するとともに国のネットワークとも接続する広域的でセキュリティの高い総合行政ネットワークの整備、ネットワーク化に対応したコンピュータ・セキュリティ対策等に対し、地方財政措置を講じることとしている。

　また、地域の情報化を推進するため、「地域情報通信基盤整備事業」により、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、各種メディアやインターネットを通じて地域の情報発信を図るための地方財政措置を講じることとしている。

一一　地域の自立を促すとともに、地域の活力によって我が国経済の新生に資する観点から、「地域活力創出プラン関連事業」として、引き続き次のような地方財政措置を講じることとしている。

(1)　ソフト事業として、ベンチャー企業の支援等の「地域経済新生事業」及び地方への定住促進、地域における人材活用等の「人づくり事業」への総合的な取組みに必要な経費に対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2)　ハード事業として、地域経済新生、人づくり、広域連携を推進するための「地域活力創出事業」、すべての人が自由に活動できるためのユニバーサルデザインによるまちづくりや地域の保健福祉関連施設の整備等を推進するための「共生のまち推進事業」及び地域の情報化を推進するための「地域情報通信基盤整備事業」に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

(3)　地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る「農山漁村地域活力創出事業」に係る地方単独事業(ソフト・ハード)については、上記(1)及び(2)の財政措置の中で対応することとしていること。

一二　地方団体における自主的・主体的な地域づくりを支援するため、引き続き、「ふるさとづくり事業」及び「新ふるさと創生モデル事業」に対する地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

一三　平成十二年四月から施行された介護保険制度については、その円滑な定着を図る観点から、施行状況を踏まえつつ、市町村の意向を十分考慮し、地域の実情に応じた取組みを含めて、次のような地方財政措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

(1)　「介護保険制度支援対策」として、引き続き、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャー確保等に要する経費について所要の地方財政措置（五〇〇億円程度）を講じることとしていること。

(2)　介護報酬で運営される介護サービス関連施設の整備については、原則として、公営企業として実施されるものであるが、地方団体が地方単独事業により緊急に行う介護サービス関連施設（小規模特別養護老人ホーム、高齢者共同住宅等）の整備について、平成十二年度までの経過的措置として講じている地方債及び地方交付税措置については、平成十四年度まで延長することとしていること。また、社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助事業の都道府県負担分に対する地方債措置についても同様に平成十四年度まで延長することとしていること。

(3)　地方団体が特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地を取得する場合の地方債措置を引き続き講じることとしていること。

(4)　介護予防事業や老人保健事業等の推進を図るため、地方財政計画上、所要の職員（保健婦）の増員を行うこととしていること。

一四　「障害者プラン」、「ゴールドプラン21」及び「新エンゼルプラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統経費（単独）を前年度に比し約一・二%、約五〇〇億円増の四兆二、四〇〇億円程度計上している。

　なお、公立の障害者施設の居室改善を伴う改築等の整備に係る地方債及び地方交付税措置については、平成十二年度までの措置とされていたが、平成十四年度まで延長することとしている。

一五　児童手当については、平成十三年六月から、支給対象児童を扶養する者の所得制限を緩和し、概ね支給率が八五%に引き上げられることとされているが、その地方負担の増加分については、地方交付税により、措置することとしている。

一六　高齢者、身体障害者等が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、「共生のまち推進事業」により公共施設等のバリアフリー化を支援するとともに、公営交通のバリアフリー化や、民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して地方財政措置を講じることとしている。特に、庁舎のバリアフリー化については、緊急に実施すべきものであり、体系的・一体的な改良に対する「共生のまち推進事業」による支援に加え、音声標識ガイド装置の設置等に対しても特別交付税による措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

政　策

一七　農山漁村地域が国土保全に果たしている多面的な役割の重要性にかんがみ、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等を内容とする「国土保全対策ソフト事業」について、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種ハード事業等を推進するための「国土保全特別対策事業」について、引き続き地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

一八　農山漁村地域の活性化を推進するための「農山漁村対策」及び「森林・山村対策」について、ふるさと農林道等の整備をはじめ各種施策に対する所要の地方財政措置を引き続き講じることとしているが、新たに、次の措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

(1)　農山漁村地域の活性化の推進に一定の成果を上げてきた「農山漁村ふるさと事業」は平成十二年度までで終了するが、人口の減少や高齢化の進展により農山漁村地域がなお厳しい状況にあることにかんがみ、地方団体が取り組む農山漁村における後継者の育成・確保対策や地域の活性化を図るためのソフト事業に対して、地方交付税措置を講じることとしている。

(2)　森林整備の担い手対策については、これまでの措置に加えて、新たな森林・林業施策に対応した、森林の有する多様な機能についての幅広い知識・技術を有する人材の育成等の事業に対して地方交付税措置を講じることとしていること。

　また、「地域材利用促進対策」において、環境物品（木材製品）の購入による地域材利用促進のための普及啓発が図られるよう地方交付税措置を拡充するとともに、新たに乾燥材供給のための木材乾燥施設の整備促進等に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

一九　中心市街地の再活性化を推進するため、引き続き、「中心市街地再活性化特別対策事業」において、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方債及び地方交付税による措置を講じるとともに、ソフト事業に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化について重点的に支援を行うこととしているので、適切な活用を図られたい。

　また、平成十二年度までとされていた「地方特定道路整備事業」及び「地方特定河川等環境整備事業」については、制度の運用改善を図り、それぞれ平成十五年度まで実施することとしており、また、「都市生活環境整備特別対策事業」については、引き続き所要の事業量を確保している。

二〇　地域産業の活性化を積極的に図るため、経済停滞地域等に対しては、引き続き「新地域経済基盤強化対策」としてふるさと融資等の地方債、地方交付税等による措置を講じることとしており、日本政策投資銀行の特利融資制度について平成十二年度に引き続き一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

　なお、ふるさと融資制度について、離島地域及び特別豪雪地帯における特例措置（融資比率の引上げ、融資限度額の引上げ）については平成十四年三月三十一日まで、加入者系光ファイバー網整備に係る特例措置（雇用要件の弾力的取扱い）については対象事業を拡充した上で平成十八年三月三十一日まで、それぞれ延長することとしているので、積極的な活用を図られたい。

二一　中小企業金融対策については、中小企業の資金調達環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き資金供給の円滑化を図るため、金融機関に対する預託等に係る地方財政措置を講じることとしているので、地域の実情に即してその活用を図り、中小企業等の資金調達に支障が生じないよう適切な対策を講じられたい。

二二　平成十四年二月一日より乗合バス事業に係る需給調整規制が廃止されることに伴い、地方公共団体が地域協議会における検討に基づき、地域の実情に応じて生活交通確保対策を講じるために要する経費に対し、所要の地方交付税措置を講じることとしている。

二三　住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等の地方団体による地域文化振興のための取組みについて、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

　また、地域文化財・歴史的遺産の保全・利活用のための集客施設や住民のふれあいの場等の整備について、引き続き地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

二四　平成十三年度中に全ての公立小中高等学校等からインターネットにアクセスできるよう、また、平成十七年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き所要の地方交付税措置を講じることとしている。

二五　地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に対し、引き続き所要の地方財政措置を講じることとしている。

二六　循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策、廃棄物の適正処理、地球温暖化対策等について地方財政措置を充実することとしている。

二七　産業廃棄物については、事業者の責任で処理されることが原則であるが、地方公共団体が自ら整備し、又は廃棄物処理センターに対して出

資を行うことにより、産業廃棄物処理施設の整備に関与する場合にあっては、当該施設整備費に対して国庫補助制度が適用されるほか、当該施設整備費又は出資については地方債措置を講じることとしている。

二八　災害に強い安全なまちづくりを推進するため、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備、情報収集伝達体制や非常用備蓄体制の整備等の防災対策に対する地方財政措置を引き続き講じることとしている。

二九　従来、地方団体が自ら整備してきた公共施設等について、効率的かつ効果的な整備を図る観点から、その建設、維持管理及び運営を民間に委ねるPFI事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成十一年法律第一一七号）が施行され、同法に基づく基本方針が制定されている。PFI事業に係る地方財政措置等については「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成十二年三月二十九日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成十二年三月二十九日付け自治省財政局長通知）により既に通知されているところであり、これを参考として、その円滑な実施の促進に努められたい。

三〇　地方団体の基金は、長期的視野に立った計画的な財政運営に資する観点から、年度間の財政調整、特定の事業目的又は公債費の負担軽減などのために積み立てられるものであるが、各地方団体においては、基金の規模やその管理などについて十分検討を行ったうえ、地方単独事業等の着実な推進等、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、一層有効な活用を図るとともに、適正な管理・運用に努められたい。

三一　公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成十三年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

三二　地方公営企業及び地方公社等（第三セクターを含む。）については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体として的確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、行政改革大綱（平成十二年十二月一日閣議決定）を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組まれたい。

三三　第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成一一年五月二十日付け自治大臣官房総務審議官通知）の趣旨を踏まえ、経営状況の点検評価を行い、役職員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等による運営の改善を促すとともに、その事業や公的関与の内容について積極的な情報開示に努められたい。特に、点検評価の結果、経営が深刻化していると判断される第三セクターについては、できるだけ早期に、第三セクター方式での事業の存廃自体の検討も含め抜本的な経営改善策を講じられたい。

　また、第三セクターの設立に当たっては、公民の役割分担の考え方を踏まえ、行政施策との関連性を明確にするとともに、事業コスト、収支の見通し、公的関与の内容等について慎重に検討されたい。

　なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

　職員の派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成十二年法律第五〇号）が制定され、職員の派遣等に関する統一的なルールが定められたところであるが、法律の施行までの間に現行制度の運用により対応する場合にあっては、できる限り法の趣旨を踏まえた運用に努められたい。

三四　土地開発公社の運営に当たっては、「『公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）』の改正について」（平成十二年四月二十一日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されたい。

（1）　土地の取得については土地利用計画等を十分に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。

（2）　地方団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

　なお、土地開発公社の経営については、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成十二年七月二十八日付け自治事務次官通知）により、経営健全化計画を策定し、公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合においては、その計画に基づいて行う一定の取組みに対して地方財政措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

三五　「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和四十年法律第七三号）については廃止することとされているが、平成十二年度末までに着手した事業については、平成十七年度までの五年間は、これまでどおり道県に対する新産業都市等の建設事業に係る地方債の発行及び当該地方債に係る利子補給措置（利子補給期間一〇年間）、市町村に対する国庫補助負担率のかさ上げ措置を講じることとしている。

政　策

三六　平成十二年度末で適用期間が切れる「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和四十一年法律第一一四号）に基づく国の財政上の特別措置の適用期間については、平成十七年度までの五年間延長することとしている。

三七　平成十二年度末で期限が切れる「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和四十六年法律第七〇号）については、平成二十二年度までの一〇年間延長することとしている。

なお、廃棄物処理施設の設置事業に係る国の補助割合については、今後当該補助制度を本法律によるかさ上げ措置を含めて全体として見直していくこととしていることから、その補助割合は平成十七年度までに公害防止計画に盛り込まれた事業については二分の一とし、その後の国の補助割合については別途定めることとしている。

三八　「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（平成十二年法律第一四八号）の成立に伴い、一定の地方債の元利償還に要する経費について地方交付税による措置を講じる等所要の措置を講じることとしている。

歳　入

一　地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

(1)　平成十三年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成十三年度の減収額を二〇五億円と見込んでいること。

(2)　平成十三年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し一・五％増の三五兆五、八一〇億円（道府県税にあっては二・一％の増、市町村税にあっては一・〇％の増）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割〇・三％の減、法人税割一七・三％の増、利子割六・三％の減、法人事業税一〇・一％の増、地方消費税〇・八％の増、市町村民税のうち所得割〇・六％の減、法人税割一三・三％の増、固定資産税〇・九％の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

二　地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、六、二三七億円（前年度比九六億円、一・六％増）であり、その内訳は、地方道路譲与税二、九九〇億円（六一億円、二・一％増）のほか特別とん譲与税一一四億円（一億円、〇・九％増）、航空機燃料譲与税一六二億円（三億円、一・九％増）、石油ガス譲与税一四二億円（六億円、四・一％減）及び自動車重量譲与税二、八二九億円（三七億円、一・三％増）となっている。

三　地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の四分の三（一兆四、八四五億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（一、三二八億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額（四、四九九億円）を控除した九、〇一八億円であり、前年度当初見込額に対し、一二二億円の減（一・三％減）となっている。

四　地方交付税

平成十三年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の三二％相当額、法人税の三五・八％相当額、消費税の二九・五％相当額及びたばこ税の二五％相当額の合計額一三兆八、八六一億円（平成九年度及び十年度における精算額のうち平成十三年度分の精算額八七〇億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額二兆三五一億円（既往法定分五、九八三億円（恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分二八八億円を含む。）、臨時財政対策加算分一兆四、三六八億円）を加えた一五兆九、二一一億円であり、前年度に比し一兆九、〇四八億円、一三・六％増となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金四兆三、四八七億円、交付税特別会計における剰余金等一、八〇〇億円、前年度からの繰越分五、三二八億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子六、三二九億円を減額した二〇兆三、四九八億円であり、前年度に比し一兆六一〇億円、五・〇％の減となっている。

平成十三年度の各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1)　平成十三年度の基準財政需要額については、引き続き公共事業等について建設地方債への振替え、地方単独事業の一部に係る当該年度分事業費補正についての建設地方債への振替え、緊急下水道整備特定事業等に係る事業費補正の公営企業債への振替えが行われるとともに、新たに経常経費及び投資的経費に係る基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置が講じられること、また、国勢調査等の結果に基づき測定単位のうち人口等が置き換えられること等の増減要因があること。

したがって、基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウェイト等により地方団体ごとにかなりの差異が生じるものと見込まれること。

一方、基準財政収入額については、一般的に、道府県分にあっては、法

政　策

人関係税については増加、道府県民税利子割については減少が見込まれ、市町村分にあっては、市町村民税法人税割については増加が見込まれるが、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、これらの税目について過少に見積もることのないようにすること。

また、恒久的な減税に伴う地方特例交付金及び減税補てん債相当額についても、その一定割合を基準財政収入額に算入することとしていること。

(2) 平成十三年度の基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置が講じられた後において、平成十二年度当初算定に比し、経常経費にあっては、道府県分一・〇%程度の減、市町村分一・〇%程度の減、投資的経費（事業費補正分を除く。）にあっては、道府県分一三・〇%程度の減、市町村分九・五%程度の減と見込まれること。

(3) 平成十三年度においては、「地方分権推進計画」（平成十年五月二十九日閣議決定）に沿って、従来補正係数により算定してきた財政需要のうち、「港湾費」（経常・道府県分及び市町村分）において、種別補正により算定していた「漁港分」について、新たに法律で定める単位費用として算定するなど、地方交付税の算定方法の簡明化を推進することとしていること。

(4) 経常経費については、

ア　介護保険制度の支援をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費、国土保全対策に要する経費、農山・漁村対策に要する経費、森林・山村対策に要する経費、中心市街地再活性化対策に要する経費、環境保全対策に要する経費、教育情報化・情報化推進事業に要する経費、行政改革関連経費、地域活力創出プラン関連ソフト事業に要する経費及び地域文化振興対策に要する経費等について基準財政需要額に算入するとともに、新たに、日本新生緊急基盤整備事業（日本新生事業・ソフト分）に要する経費、わがまちづくり支援事業に要する経費について基準財政需要額に算入することとしていること。

イ　母子保健衛生費補助金（先天性代謝異常検査費・クレチン症検査費）等の一般財源化に伴う財政需要について、基準財政需要額に算入することとしていること。

ウ　給与改善費として給与費の〇・五%相当額及び追加財政需要額として五、一〇〇億円（地方財政計画計上予定額五、七〇〇億円のうち災害分六〇〇億円を除いた額）を関係費目に算入することとしていること。

(5) 投資的経費については、基準財政需要額の一部を下記のとおり建設地方債（財源対策債）に振り替える措置を講じることとしていること。

ア　前年度に引き続き、一般公共事業債の充当率の臨時的引上げ等に伴い、一般公共事業等に係る当該年度分事業費補正の適用を原則として取り止めるとともに、投資的経費の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額から減額することとしていること。

また、前年度に引き続き、公園緑地事業債（補助・道府県分）の充当率を臨時的に引き上げるとともに、従前一般事業債により行っていた空港整備（第二種B空港及び第三種空港）に係る充当率の臨時的引上げについては一般公共事業債により行うこととし、投資的経費の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額から減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債の元利償還金については、その八〇%を「財源対策債償還費」において公債費方式により、二〇%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

イ　前年度に引き続き、義務教育施設整備及び廃棄物処理施設整備に係る地方債の充当率の臨時的引上げに伴い、当該年度分事業費補正の適用を縮減することとしていること。

なお、当該引き上げられた部分に係る地方債の元利償還金については、その全額を「財源対策債償還費」において公債費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

ウ　前年度に引き続き、ふるさとづくり事業、地方特定道路整備事業等に係る当該年度分事業費補正については、その適用を臨時的に取り止め、建設地方債への振替えを行うとともに、緊急下水道整備特定事業、流域下水道事業等について、公営企業債への振替えを行うこととしていること。

なお、当該振り替えられた部分に係る地方債の元利償還金については、その全額を（流域下水道事業のうち地方単独事業に係るものを除く。）後年度関係費目において事業費補正により基準財政需要額に算入することとしていること。

(6) 平成十三年度においては、「農山漁村地域活性化対策費」は廃止し、前年度まで同費目において措置されてきた農山漁村対策関連経費については、「農業行政費」及び「企画振興費」において算入することとしていること。

(7) 平成十三年度においては、新たに臨時財政対策債を発行することとしているが、これに伴い経常経費に係る「企画振興費」及び「その他の諸費（人口）」並びに投資的経費に係る「その他の土木費」及び「その他の諸費（人口・面積）」の単位費用を引き下げることとし、一兆四、四八八億円を基準財政需要額から減額することとしていること。

なお、上記の基準財政需要額の減少額は、おおむね各団体の平成十二年度当初算定における「企画振興費」及び「その他の諸費（人口）」（経常経費）の基準財政需要額（補正係数のうち加算分に係る増加需要額を除く。以下同じ。）の道府県分にあっ

政　策

ては四〇％程度、市町村分にあっては一五％程度に相当し、「その他の土木費」及び「その他の諸費（人口・面積）」（投資的経費）の基準財政需要額の道府県分にあっては二五％程度、市町村分にあっては二〇％程度に相当すると見込まれること。

　また、臨時財政対策債の各団体ごとの発行可能額は、基準財政需要額からの振替相当額として基準財政需要額の算定方法に準じた方法により算出した額とし、各団体の普通交付税の額と併せて決定することとしていること。

　なお、当該発行可能額については、全額臨時財政対策債が発行されたものとして、その元利償還金に相当する額の全額を公債費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。この場合において、当該地方債の償還年限については、政府資金・民間資金とも二〇年（うち三年据置）とした場合の当該各年度の理論的な元利償還金相当額を算入する予定であること。

(8)　平成十三年度の基準財政収入額については、前年度に引き続き、地方特例交付金を基準財政収入額の項目として算定することとし、道府県分にあっては交付額の八〇％、市町村分にあっては交付額の七五％を算入することとしていること。

　また、恒久的な減税による地方税の減収額について、道府県分にあっては毎年度法律に基づき定める率を、市町村分にあっては四分の一を、それぞれ乗じて得た額の道府県分にあっては八〇％、市町村分にあっては七五％を基準財政収入額に加算する特例措置を講じることとしていること。

　なお、当該額については、全額減税補てん債が発行されたものとして、当該元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入することとしていること。

(9)　上記のほか、平成十三年度の基準財政収入額については、恒久的な減税をはじめとする地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、法人関係税及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）については精算措置を講じることとしていること。

　また、法人関係税及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象から除くこととしていること。

(10)　平成十三年度の特別交付税の総額は、平成十二年度補正後計上額に比し六・八％の減となっているので、その予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

　特に、平成十二年度において、災害対策関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあっては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

５　国庫支出金

　国庫支出金については、第二次地方分権推進計画（平成十一年三月二十六日閣議決定）等を踏まえ、次のような制度改正が予定されているので、その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

　なお、国庫支出金の総額については現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、〇・三％程度の増になるものと見込まれる。

(1)　平成十三年度においては、次の国庫補助負担金について一般財源化が行われることとされているが、一般財源化に当たっては、地方財政計画上所要の事業費を計上するとともに、基準財政需要額に算入することとしていること。また、不交付団体における一般財源化の影響を勘案し、調整債を計上していること。

・在宅援護等事業費補助金（介護実習・普及センター事業の人件費分）
・母子保健衛生費補助金（先天性代謝異常検査費及びクレチン症検査費）
・中小企業経営資源強化対策費補助金（高度化等促進診断事業費）

(2)　国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金及び一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができる統合補助金が平成十二年度に創設されたところであるが、平成十三年度においても一級河川の整備事業、海岸保全施設の補修事業、農村振興総合整備事業等において新たに統合補助金を創設することとされていること。

(3)　平成十三年度の新規採択に係る一般廃棄物焼却施設整備事業については、平成十二年度に引き続き、ダイオキシン類排出抑制の観点からプラント部分に対する国庫補助額を補助率三分の一相当の額まで加算する等の特別の財政措置を講じることとされていること。（平成十二年度から平成十四年度までの時限措置）

　なお、平成十一年度及び平成十二年度の新規採択に係る同事業については、臨時的に補助対象範囲が建屋部分まで拡充されているところであるが、この措置は、ダイオキシン類排出抑制対策の早期促進に一定の役割を果たしたことから、平成十三年度以降の新規採択事業には適用され

表１　平成13年度　各種交付金計上額

（単位：億円、％）

交付金名	13年度	12年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	854.6	882.0	△27.4	△ 3.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	239.5	231.5	8.0	3.5
施設等所在市町村調整交付金	62.0	60.0	2.0	3.3
電源立地促進対策等交付金	1821.4	1712.1	109.3	6.4
特定防衛施設周辺整備調整交付金	130.0	125.0	5.0	4.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	43.5	43.5	0.0	0.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	70.2	68.1	2.1	3.1
地方道路整備臨時交付金	7155.0	6934.0	221.0	3.2

政　策

ないこと。

⑷　義務教育費国庫負担金については、過去三年間平均の財政力指数が一を超える団体以外の都道府県に係る教職員給与費の国庫負担限度額の最高限度率の見直し（一・〇一八↓一・〇一五）を行うこととされていること。

⑸　平成十三年度における各種交付金の計上額は、表１のとおりであること。

交通安全対策特別交付金については、「交通安全対策特別交付金制度の運用について」（平成元年十一月二十二日付け自治省財政局財政課長通知）に沿った適切な運用を図ること。

また、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

６　地方債

平成十三年度の地方債計画は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、新しい財政投融資制度の下で所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、一六兆四、九九八億円となり、前年度に比し一、八九二億円、一・二%の増となっている。

このうち、普通会計分は一一兆九、一〇七億円で、前年度に比し七、八三六億円、七・〇%の増となり、公営企業会計等分は四兆五、八九一億円で、前年度に比し五、九四四億円、一一・五%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

⑴　平成十三年度から平成十五年度までの間に限り、地方一般財源の不足に対処するため、「地方財政法」第五条の特例として臨時財政対策債を発行することとし、一兆四、四八八億円を計上していること。

なお、資金については、政府資金七、二四四億円を確保しており、市町村に対して優先的に政府資金を配分する予定であるが、個別地方団体への政府資金配分額は、投資的経費に充てられる一般財源相当額の範囲内とすることとしており、その償還期限については二〇年（据置三年）とされているので留意されたいこと。

⑵　恒久的な減税の実施に伴う減収の一部に対処するため、「地方財政法」第五条の特例として減税補てん債四、九四八億円を計上していること。

なお、市町村分については、全額政府資金を配分することとし、その償還期限については、⑴と同様であるので留意されたいこと。

⑶　通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、⑴の臨時財政対策債の発行のほか、一般公共事業債の充当率の臨時的引上げ及び対象事業の臨時的拡大並びに義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、公園緑地事業債、地域総合整備事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げにより、財源対策債として二兆五、三〇〇億円を増額計上していること。

また、個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整分を計上し、調整を図ることとしていること。

なお、平成五年度における投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う地方財政への影響（普通会計分）については、財源対策債に振り替えているものであること。

⑷　地方単独事業については、生活関連社会資本整備の必要性、地方分権の進展に伴う地方団体の役割の増大、日本新生のための新たな発展基盤の整備の必要性、景気回復への取組み等を勘案し、重点的・効率的な整備が図られるよう、その所要額を確保していること。

なお、地方団体における事業の実施状況等を踏まえ、計画額について所要の見直しを行っていること。

ア　地域総合整備事業債において、個性豊かで魅力的な地域づくりを積極的に進める観点から、自主的・主体的なふるさとづくりを引き続き推進するとともに、地域の活力創出につながる諸施策、共生のまちづくり、広域的なまちづくり、国土保全対策、地域情報化対策等についても総合的・計画的に推進することとしていること。

イ　日本新生のための新たな発展基盤を緊急に整備するため、地方団体が自主的に行うＩＴ革命推進のための基盤整備、少子・高齢化、教育・青少年育成、環境対応、技術開発・振興、景観・都市環境整備の各分野における地方単独事業の総合的な取組みを推進することとし、一般単独事業債に「日本新生緊急基盤整備事業」（日本新生事業・ハード分）二、八五〇億円を計上していること。

なお、日本新生緊急基盤整備事業債については、充当率を九五%とし、その元利償還金の五〇%を後年度事業費補正により基準財政需要額に算入することとしていること。

ウ　地域経済の状況に即した地方単独事業の事業量確保を図ることができるよう、引き続き、一般単独事業債に「臨時経済対策事業」八、〇〇〇億円を計上していること。

なお、前年度を上回って地方単独事業量の確保を図る地方団体について、地方単独事業の通常債の充当残部分にも臨時経済対策事業債を充当できることとしていること。

エ　良好な都市生活環境の向上に資するため、都市生活環境整備特別対策事業（一般事業債）において、電線類地中化、駐車場・駐輪場、公園・緑地等の整備、街並み整備、住宅宅地関連整備、公共交通拠点等の基盤整備等を推進することとしていること。

オ　地方団体が緊急に行う介護サービス関連施設（小規模特別養護老人ホーム、高齢者共同住宅等）の整備に係る地方単独事業については、引き続き、普通会計債である地域総合整備事業債及び社会福祉施設整備事業の対象とすることとし、その所要額

を確保していること。

カ　臨時地方道整備事業債（一般分）、臨時河川等整備事業債（一般分）及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き九五％とすることとし、その所要額を確保していること。

キ　地方単独事業による災害に強い安全なまちづくりを緊急に実施するため、緊急防災基盤整備事業（一般事業債）において、公共施設等の耐震化や防災基盤の整備を推進することとしていること。

ク　地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、引き続き所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

(5)　過疎地域の自立促進のための施策を推進し、また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(6)　地方団体等が現行の日本鉄道建設公団用地及び国有林野事業特別会計用地（都市計画区域内に限る。）を先行取得する場合に発行する公共用地先行取得等事業債等に係る利子負担軽減措置については、その内容を一部見直したうえで、平成十三年度から平成十五年度までの期間内に取得するものに対し、引き続き講じることとしているので、市街化区域内における基幹的な公共施設用地の先行取得に係る利子負担軽減措置と併せて、適切な活用を図られたいこと。

(7)　不交付団体における平成十二年度及び平成十三年度の税制改正、国民健康保険財政対策（高額医療費共同事業）に係る地方負担額、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に対処するため、調整債を計上していること。

(8)　特別地方債の廃止に伴い、事業区分の再編を行っていること。

(9)　地方債資金については、新しい財政投融資制度の下で政府資金七兆八、一〇〇億円（前年度比一、六〇〇億円、二・一％増、地方債計画中の構成比四七・三％）、公庫資金一兆九、六〇〇億円（前年度比六〇〇億円、三・〇％減、地方債計画中の構成比一一・九％）及び民間等資金（政府保証付外債一〇〇億円を含む。）六兆七、二九八億円（前年度比八九二億円、一・三％増）により、その所要額を確保することとしていること。

また、政府資金の内訳については、財政融資資金五兆一、八〇〇億円、郵貯資金一兆円、簡保資金一兆六、三〇〇億円としていること。

なお、これらの政府資金についての貸付条件については、財政融資資金、郵貯資金、簡保資金を通じて統一条件によるものとされていること。

(10)　新しい財政投融資制度の下で、政府資金及び公庫資金について、地方団体等が固定金利方式又は利率見直し方式のいずれかの方式を選択するしくみが導入されているので留意されたいこと。

ただし、臨時財政対策債及び減税補てん債に係る政府資金については、全て利率見直し方式によることとなるので留意されたいこと。

なお、公庫資金については、引き続き政府保証債による資金調達を基本とするとともに、貸付利率について政府資金利率と連動する方式を見直し、資金調達コストに基づく適切な利率設定を行うこととしていること。

(11)　民間資金の調達に当たっては、各種債券の発行状況、長期金利の動向等を体系的に把握するとともに、関係金融機関とも協議のうえ、縁故地方債の発行の平準化等計画的な地方債の発行及び適切な借入条件の設定を行われたいこと。

また、公募債等の証券形式による地方債の円滑な発行と流通に資するため、発行単位の大型化、標準的な方式による表面金利や償還期間の設定、新証券コードの活用等により流通性の向上を図るとともに、財政状況等について市場関係者への適切な情報提供に努められたいこと。

なお、施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還年限が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、証券形式の縁故地方債について一〇年間で借換えを予定しない償還方式を原則としている場合において、借換えを予定した方式の導入を検討する等適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化にも留意されたいこと。

(12)　地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

７　使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

地方公共団体の手数料のうち全国的に統一した取扱いが特に必要なものについては、毎年度「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成十二年政令第一六号）の見直しを行うこととしており、平成十二年度においても、一部の手数料について標準額の改定を行い（平成十二年政令第四九八号）、平成十三年四月一日から施行することとされているので、それに則り、条例の改正等所要の措置を講じられたい。

また、平成十三年度においては、地方財政計画及び地方交付税の算定基礎において、国立の高等学校等と同様、公立の高等学校授業料及び入学金並びに幼稚園保育料及び入園料を引き上げることとしている。

歳出

１　給与関係経費

政　策

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、ＯＡ化等を継続的に進め、新たな行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減・増員の抑制に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえ、標準定数を超える定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定員管理の適正化を推進するため、定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、地方分権推進計画を踏まえた必置規制の改廃等を踏まえ、これに対応して、地域の実情に応じた簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努めること。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第七次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員五、三八〇人（平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は二六、九〇〇人）を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、七、三三三人の減員を見込むことにより、全体として一、九五三人の減員を見込んでいること。

また、公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ。）についても、地方財政計画上、第六次公立高等学校教職員配置改善計画による増員一、四〇二人（平成十三年度から平成十七年度までの間の教職員定数の改善予定総数は七、〇〇八人）を見込む一方で、生徒数の減少による減員二、四九七人及び新教科「情報」・「福祉」のための暫定定数による増員三〇人を見込むことにより、全体として一、〇六五人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、新規開学等により四〇三人の増員を見込む一方で、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて六一人の定員削減を行うことにより、全体として三四二人の増員を見込んでいること。

(3) 警察事務職員を除く一般職員（教員、警察官、消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて一〇、一〇一人の定員削減を行うとともに、平成十二年四月からの介護保険制度の実施に伴う老人福祉措置事務の減により一、四〇四人を減員する一方で、介護予防及び老人保健関係（保健婦）職員として三三九人を増員しているほか、業務量の増大や施設増に伴う所要の増員を行うこととしていること。

(4) 警察官については、地方財政計画上、阪神・淡路大震災関連の一〇〇人の減員を見込む一方、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に二、五八〇人の増員を見込むことにより、全体として二、四八〇人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、二六八人の定員削減を行う一方で、業務量の増加等に伴い六四人の増員を行うこととしていること。

(5) (2)から(4)により、教員、警察官、消防職員を加えた地方財政計画の職員数は、一一、六〇〇人程度の減員となっていること。

(6) 地方公務員共済組合等負担金については、表2のとおり改定される予定であること。

(7) 平成十三年度においては、給与改善費として、国の予算措置に準じて、〇・五%相当額を地方財政計画に計上することとしていること。

2　一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくりと併せて地域住民の生活の安定と福祉の充実のための施策を重点的に推進するよう配意しながら、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2) 経費支出の効率化等を図るた

表２　共済組合負担の組合別料率（対給料）

区分		警察官	警察事務職	都道府県一般職	市町村一般職	公立高校 義務教育職	公立高校 その他教育職
事務費	12	260円	260円	260円	8,820円	260円	
	13	260	260	260	9,280	260	
長期	12	130.9/1,000	130.9/1,000	130.9/1,000	130.9/1,000	130.9/1,000	
	13	132.0/1,000	132.0/1,000	132.0/1,000	132.0/1,000	132.0/1,000	
短期	12	56.34/1,000	56.34/1,000	54.77/1,000	57.86/1,000	46.77/1,000	
	13	61.91/1,000	61.91/1,000	55.56/1,000	58.68/1,000	47.63/1,000	
追加費用	12	112.1/1,000	99.7/1,000	132.4/1,000	62.0/1,000	161.4/1,000	89.2/1,000
	13	113.2/1,000	100.7/1,000	127.0/1,000	60.5/1,000	160.9/1,000	83.1/1,000

㈱1「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の第１項の規定による特例措置が講じられている。
2「長期」欄中には、基礎年金搬出金に係る公的負担分を含んでいる。
3「短期」欄中には、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分並びに介護納付金の納付に要する費用に係る公的負担分を、また、市町村一般職の料率には、地方公務員等共済組合法附則第14条の４の規定に基づく市町村の負担分を含んでいる。

政　策

め、次に掲げるような点に配意すること。

ア　旅費、交際費、需用費等の事務管理経費については、適正な執行に努めるとともに経費の内容を精査し、前年度予算を踏襲する等の安易な予算計上を厳に慎むなど、その積極的な節減合理化に努めること。

イ　新たな施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の節減合理化等により捻出するよう努め、後年度において財政負担の増加をもたらす措置については、慎重に対処されたいこと。

ウ　各種の事務事業の民間委託、広域的処理等については、規模の利益、費用便益の比較等の観点からさらに積極的に推進すること。

また、庁舎等の行政財産については、住民サービスの向上の観点から目的外使用許可を行う等、その有効活用を図られたいこと。

(3)　社会福祉系統経費（単独）については、社会福祉系統経費に係る国庫補助負担金の一般財源化に対応した所要額を計上するとともに、引き続き福祉施策の充実を図るため、前年度に比し約一・二％増額し、地方財政計画に四兆二、四〇〇億円程度を計上していること。

(4)　高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5)　災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成十三年度においては、五、七〇〇億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(6)　運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

３　投資的経費

地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域経済の振興等地域の特性に応じた社会資本の整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1)　国の公共事業関係費は前年度と同額とされているが、地方財政計画においては、投資的経費のうち補助・直轄事業費について、前年度に比し約二・五％減の九兆六、七〇〇億円程度となる見込みであること。

なお、国の予算においては、このほか公共事業等予備費（三、〇〇〇億円）が計上されていること。

(2)　地方単独事業費については、地方財政計画上一七兆五、〇〇〇億円程度を計上することとしており、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「臨時経済対策事業」、「日本新生緊急基盤整備事業」（日本新生事業・ハード分）等の諸事業の活用を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等必要な事業量の確保に積極的に取り組まれたいこと。

(3)　また、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

４　公債費

公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

５　維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し一・二％程度の増を見込むこととしているので、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

６　公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」（昭和二十七年法律第二九二号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の広域化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

７　その他

次の諸点に、特に留意されたい。

(1)　国及び公団等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和三十年法律第一九五号）第二四条第二項の規定に基づき適正に対処すること。また、国鉄民営化に伴い発足した各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する寄附金等の支出についても、同項の規定の趣旨を踏まえ取り扱うこととされていること。

(2)　第三セクター方式による鉄道事業に対する地方団体の取組みについては、事業の性格、収支、運営方式等を十分に検討のうえ、対処すること。

(3)　公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各公営競技施行団体にあっては、経営改善計画等を踏まえた一層の経営の改善、合理化を図るよう努められたいこと。

また、公営競技収益金については、その地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、関係地方団体にあっては、その一層の推進に努められたいこと。

(4)　宝くじについては、地方分権の進展に伴う市町村の役割の増大等にかんがみ、平成十三年度より、新たな市町村振興のための宝くじが創設され、その収益金が市町村に配分さ

れる予定であるので、有効に活用されたいこと。

(5)「政府調達に関する協定」（平成七年十二月八日条約第二三号）の適用対象となる都道府県及び指定都市が締結する一定額以上の調達契約については、同協定及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成七年政令第三七二号）に基づき適切な入札・契約事務の執行を図ること。

(6)地方団体の輸出振興を目的とする補助金、地元産品を優先して使用することを条件として交付される補助金等の助成措置の新設及び継続は、世界貿易機関（ＷＴＯ）の「補助金及び相殺措置に関する協定」（平成六年十二月二十八日条約第一五号）に基づき禁止されていること。

また、それ以外の補助金等であっても、特定企業又は特定産業に対するものについては、同協定によりＷＴＯ事務局への通報が義務付けられているので、地方団体においては、「補助金及び相殺措置に関する協定について（通知）」（平成六年十二月二十七日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処されたいこと。

(7)公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成十二年九月一日付け自治事務次官通知）に基づき、引き続きコスト縮減に積極的に取り組まれたいこと。

(8)公共工事の入札・契約事務の執行については、地方団体において、一般競争入札の採用や指名競争入札の改善等に取り組まれているところであるが、「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」（平成十二年二月一日付け建設省建設経済局長、自治省行政局長通知）等の趣旨を踏まえ、更なる改善に取り組まれたいこと。

なお、「公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成十二年法律第一二七号）に基づき、平成十三年四月一日以降に発注される公共工事については、発注の見通しや入札及び契約の過程等に関する事項を公表するとともに、同法に基づく適正化指針に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講じるよう努めなければならないこと。

(9)国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、施設の新設及び増築は禁止すること等とされ、地方団体についても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成十二年五月二十六日閣議決定）、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成十二年六月九日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処されたいこと。

平成13年度「水辺施設」募集要領

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成13年度事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。多数の応募をお待ちしております。

1.趣旨

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に水辺施設を当センターが設置し、市町村に寄贈します。

2.実施機関

財団法人リバーフロント整備センター

3.応募要件

(1)応募資格　　市町村

(2)応募施設と選定数

・水辺施設………ビオトープ（生物の生息場所）、トイレ、水飲場、駐輪場等これらに類似する施設

・選定数…………３カ所

(3)応募対象水辺

河川、小川等の水際又は周辺に水辺施設を整備することにより、水辺空間の快適性又は豊かな自然環境が一層向上し、地域住民から期待されている水辺とします。

(4)応募内容

応募内容は、施設別に市町村名、担当課名、担当者名、水辺施設の必要性等を記入してください。応募様式は電話などで要請があればFaxにより送付いたします。

(5)応募締切り

平成13年２月28日（水）

(6)選定委員会と選定

学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会に諮り選定します。

(7)選定発表

平成13年４月に選定発表を行います。選定市町村に通知するとともに、当センター広報誌「RIVER FRONT」などに発表いたします。

4.応募上の注意

(1)水辺施設のうち、ビオトープは、設計・工事費込みで4,500千円／カ所、トイレ、水飲場、駐輪場等は、製作・設置費込みで9,000千円／カ所とします。

(2)水辺施設は、当センターが平成13年度に設置し、施設が完成後に市町村に寄贈します。

5.応募及び問い合わせ先

財団法人リバーフロント整備センター
業務部　渡邊康示（こうじ）、中村
〒102－0075　東京都千代田区三番町３－８
泉館三番町３F
Tel　03－3265－7121　　Fax　03－3265－7456

水辺施設の例

根木内中学校ビオトープ
富士川（千葉県松戸市）

自然観察・身体障害者用デッキ
相模川（神奈川県平塚市）

情　報

カプセル Now & New

岩手県 紫波町
文書管理にファイリングシステムを導入

文書を課内で一元的に管理し、情報を共有していくことをねらいに、町は新しい文書管理方法としてファイリングシステムを導入、担当者が保管していた文書をキャビネットに一括保存するとともに、保存年限を明記し、効率的な文書保存に取り組んでいる。

山梨県 竜王町
ｉモードで町の情報配信サービス実施

町は、ＮＴＴドコモの携帯電話サービス「ｉモード」において、専用アドレスを入力すると「町立図書館上映会」の内容と日時、「乳幼児健康審査」の日時と対象年齢などの情報が引き出せる情報配信サービスを実施している。

石川県 内灘町
研修効果を高めるため事後に自由な意見交換

町は、職員研修をより実りあるものにするため、研修後に研修で抱いた意見や考えなどについて自由に意見交換する職員同士の討論会を行っており、職員の資質の向上や新たなアイデアの創出に役立てるとともに、直属の上司も聞き手として参加し、職員の評価や人事の参考にもしている。

長野県 南箕輪村
リクライニングシートの無料貸し出し

村営の大芝公園の駐車場でエンジンをかけたまま車内で休んでいる人が多いことから、村は車外に出て公園の中でくつろいでもらおうと、プールで貸し出している長さ一八〇㌢のリクライニングシートを一時間まで無料で貸し出している。

三重県 東員町
環境美化のための啓発車両の巡回を実施

環境美化の普及、啓発に取り組んでいくため、町はクボタ社の農耕用四輪車を環境美化の啓発車両に仕立て、シルバー人材センターに委託して時速一五キロ以下で町内をゆっくり巡回してもらい、路上に捨てられたごみの回収と環境美化の啓発を図るとともに、不法投棄の予防などに役立てている。

兵庫県 柏原町
オリジナル買い物袋「マイバック」作成販売

環境問題への取り組みの一環として「買い物袋持参運動」を展開する町消費者協会から買い物袋の作成等を要望されていた町は、スーパーなどでレジ袋をもらわなくて済むよう、ナイロン製で縦三〇㌢・横五〇㌢・幅三二㌢のオリジナル買い物袋「マイバック」を作成し、二百円で販売している。

奈良県 河合町
総合福祉会館「豆山の郷」開館

介護保険導入に伴うデイサービスの充実と町民福祉の向上をねらいに、町は、鉄筋コンクリート造り三階建てで、デイルームや介護浴室、障害を持った子供の訓練室、スポーツルーム、音楽療法室などが整備された総合福祉会館「豆山の郷」を建設し、開館させた。

広島県 筒賀村
三セクで龍頭峡のわき水を販売

村おこしの一環として村では、第三セクター「筒賀総合サービス」が事業主体となって、「おいしい」との評判から多数の人が汲みにやってくる龍頭峡（りゅうずきょう）のわき水を販売していくことを計画しており、製造施設の建設を進め、通信販売を中心に二〇〇一年五月から売り出していく。

香川県 宇多津町
サラリーマンなどのために日曜議会開催

町の行政に関心を持ってもらい、議会を活性化させていくことをねらいに、町議会は傍聴の機会が少ないサラリーマンなどに傍聴してもらおうと日曜議会を開催し、議場の傍聴席のほか町保健センターホールにも席を用意して、議場の様子をモニターテレビで中継した。

福岡県 築城町
談合防止に予定価格の事前公表を実施

入札の透明性を確保し、談合などによる落札価格の高留まりを防止していくことをねらいに、町は、町が発注する工事の入札に当たって、予定価格の事前公表を実施しており、入札の競争性を高め、入札参加事業者の質の向上を図っている。

長崎県対馬 総町村組合
在宅サービス要介護者にＩＣカード発行

対馬六町で構成する一部事務組合「対馬総町村組合」は、介護に関する情報管理の正確性・迅速性を図るため、介護保険の在宅サービスを受けている要介護者約千人に、サービス内容など個人情報が入力されたＩＣカードを発行している。

宮崎県 都農町
はいかい高齢者の捜索を郵便局員に依頼

町は、痴呆症などのはいかい高齢者が行方不明になったなどの情報を役場が受けた場合、町内の郵便局に高齢者等の特徴を連絡し、配達業務に従事している郵便局員約三〇人が仕事の合間をぬって高齢者を捜索する体制を整えている。

鹿児島県 祁答院町
町長室を廃止し気軽に対話できる町長席設置

町は、町長の発案で、町民や職員が気軽に町長と対話することで、町民等の意見・要望を町政に反映し、開かれた町政を推進していくことをねらいに、庁舎二階にあった町長室を廃止し、総務課や住民課が置かれている一階フロアに町長席を設置している。

沖縄県 上野村
行事日程や議会状況をインターネットで提供

村は、村の行事や三役の公務日程、議会の開会状況などの情報をインターネットを通じて提供するサービスを実施しており、家庭のパソコンから無料でアクセスできるほか、公共施設に設置したコンピュータで自由に閲覧できるようにしている。

カプセル Now & New

随想

■その一言（ヒトコト）

三　重　県
青（あお）山（やま）町長
松原美省

（一）

シドニーからの一言で、心に残ったのは、「メッチャクヤシイ」と「弱いから負けました」であった。銀ならではの名セリフ。単に言葉の響きのよさでは、人々は心を打たれない。その一言、一言に凝結されているお二人の、ここにくるまでの練磨・研讃・自己変革への自負に思いを重ねて、日本中が感動させられた。何度言い返しても、今もなお心ゆさぶられる名セリフ、ではある。

（二）

わが町の青山中学が、今年も、伊賀地区陸上で十八校のトップ、男女総合優勝に輝いた。と校長先生が報告に来られた。次の週に開かれた三重県大会でも「三段跳優勝、○○二位、△△二位…」校長先生の話は続く。「昨日の大学出雲駅伝には、青山中の卒業生が二人出場しています。」私は嬉しくなって、「進路次第では、大阪オリンピック出場も…。」と調子のいい話をしてしまった。

校長先生は真顔になって「生徒にとっては一生のことですので、彼等は真剣です。僕も時折、昔の教え子から『先生のあの時の一言が私の一生を決めた』と告白されると、教師冥利もさることながら、教室での一言が恐くなります」と話された。

私にだって、幼い頃の、担任の一言にまつわる思い出は、一つや二つの止らない。思うに。わが恩師の、その瞬間の一言は、ただ一言ではない。何ベンも何十ペンも所をかえ、言葉を選んで、私に投げかけて下さっていた。その何十ペンの中の一言を、かろうじて私が受信できたのだろう。――きっとそうに違いないと、私はその一言をふりかえる。

（三）

たかがスポーツ、ではない。されどスポーツ。場面は再び、シドニーに戻るが。開会式で、北と南のコリア選手団が入場してきた時、私の涙線は全開した。それはまさに、一言不要の感動であった。

日本と第一戦を闘った南アフリカ・サッカー選手もまた、深い感動をくれた。アパルトヘイトと闘って、「黒い人も、白い人も、共に自由に生きる国を作ろう」というマンデラの指導を実現した、その国の魂が、一人一人のプレーに生きていた。彼らは日本選手を敵とはしていない。《日本選手と共に、最高のプレーをせりあって、最高のサッカーをやろう》。南アフリカの選手が見せた立国の思想が、私の目に、まぶしかった。

（四）

話は又、ガラリとかわる。先日わが国の女性代議士が「憲法を改正するとしたら、まっ先に改めたいのは前文のおめでたい部分だ」と公言していた。その部分とは、《平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した》というのだから、なんともつらい話だ。

まわりを眺めると、状況は見えてくる。南アフリカの憲法草案ともいわれたフリーダムチャートの一節では、こうだ。《南アフリカは、戦争に訴えることなく、交渉によって世界平和とすべての国際紛争の解決をはかるよう努力しなければならない》と。

金大中さんの勇気も、マンデラさんの寛容も、わが憲法前文も、それらは一つの水脈となって二十一世紀に向かって流れている。すでに滔（とう）々たる世界のスタンダードだ。

――――

秋、夜長。そばで手仕事をしていた妻が、突然「私らアカの他人やのになぁ―」と呟やく。心のうちで、二人で来た道を受け容れているのだ。妻には苦労のかけっ放しだった。

そうなった事始めの一言はヒミツだが、そのおめでたい一言が、二人の人間に、半世紀を歩ませた。

急に虫が鳴き止んだと思ったら外は静かな雨。

コホロギの
翅案じてや　妻寡黙

情　報

新任都道府県町村会長の略歴

埼玉県町村会長
比企郡嵐山町長

関根昭二（せきね しょうじ）

昭和二年一月十日生

埼玉県町村会は十一月二十二日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

【住所】埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷九十二番地

【町長に当選するまでの経歴】

▽昭和三十三年菅谷村教育委員▽嵐山町教育委員長（昭・四十二・四・十四以前は菅谷村）▽嵐山町議会議員▽嵐山町議会議長▽比企郡町村議会議長会会長▽埼玉県町村議会議長会副会長▽嵐山町長

【町村長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】

▽比企郡町村会会長▽埼玉県町村会副会長

【主な業績】

▽嵐山町勤労福祉会館開設▽B＆G嵐山海洋センター設置▽嵐山町総合運動公園設置▽人間ドック補助制度創設▽嵐山町蝶の里公園設置▽市の川流域公共下水道供用開始▽嵐山花見台工業団地完成▽役場新庁舎建設▽武蔵嵐山渓谷の買収（緑のトラスト）▽嵐山町知識の森図書館開設▽嵐山町犯罪被害者等支援条例の制定

【趣味】読書、将棋

【家族】妻、長女

一月の俳句カレンダー

みちのくの町のいぶせき氷柱（つらら）かな　山口青邨（せいそん）

季語は「氷柱」。「いぶせき」とは「うっとうしい」とか「不快」という意味の古語だが、ただそれだけではないような気がする。冬のみちのく、雪に埋もれた家並の軒に下がる氷柱は、旅人の目には風情のある景色と映る。しかし夜のうちに育つ太い氷柱は、そこに住む人にとっては長い冬の「うっとうしさ」の象徴と言える。

東北出身の作者は、自ら経験した生活実感を踏まえて「いぶせき」という言葉に、ただ不快感だけではなく、ひたむきに生きる人間の哀れさのようなものを表現したのではないかと思う。

雪はげし抱かれて息のつまりしこと　橋本多佳子

季語は「雪」。降りしきる雪の激しさを燃えるような情念に置き換えている。詠まれているのは、亡夫と過ごしたあの日の出来事。息のつまるほど抱き締められたことを思い起こしての情熱的な恋の句であるが、単に過去の追憶に酔っただけの句ではないと思う。

「抱かれて」と女性らしい受け身の表現とともに、亡き人を今もなお愛し続けているという哀れささえも切々と伝わって来る。それは亡夫への鎮魂の詩であるとともに、降る雪の激しさを見て、かつては燃えた自分の今の姿を冷めた目で見ているようでもある。

元旦や手を洗ひをる夕ごころ　芥川龍之介

季語は「元旦」。日本人にとって元日は特別な一日。時代とともに変わってきたとは言え、ほとんどの人は屠蘇を祝い、雑煮を食べ、年賀状に目を通す。正月の子どもの遊びも凧あげ、羽根突き、歌留多、双六（すごろく）など昔ながらのものは少なくなってきたが、やはり普段とは違う。

その非日常性の中、夕方になるとやっと一息ついたような落ち着いた気持ちになる時間がある。それを「手を洗ひをる」というもっとも平凡な動作で表現している。いつものペースに戻ったのに、やはり何となく違う。「元日の夕ごころ」ということだろう。大正十年の作である。

損害保険　代理店
株式会社　千（ちさと）里
〒100-0014
東京都千代田区永田町１－11－32　全国町村会館西館内
03－5512－4726（代）
営業所（全国27か所）

第2回 活力地方自治体フェア

新世紀のまちづくりへ
しっかり環境、ばっちりIT、きっちり福祉

開催案内

■会　期　2001年**2月6日（火）－8日（木）**
AM10:00～PM5:00（最終日のみAM10:00～PM4:00）

■会　場　**インテックス大阪** 6号館Bゾーン

■主　催　フジサンケイグループ 日本工業新聞社 月刊「環境自治体」産經新聞社

■共　催　全国町村会

★招待状ご希望の方は下記事務局迄お申し込みください。

同時開催 第3回 モノづくりフェア2001大阪

★展示ゾーンの紹介★

■「環境・エネルギーゾーン」の展示

●現在販売されている、クリーンエネルギー自動車（CEV）約20台（電気・ハイブリッド・天然ガス車）を一堂に展示します。
また、ITS技術を使った電気自動車共同利用システム（大阪・京都・横浜・多摩地区）の取り組みをビデオ・パネル等で紹介します。

■「健康・福祉」「地域振興」の展示

●最新の健康・福祉機器、地域振興のための情報を展示します。

■「IT・情報化推進ゾーン」の展示

●「富山県“電脳山田村”」を会場に再現します。この展示コーナーでは、山田村役場の展示をはじめ、地域情報化のモデルといわれる電脳山田村を実現する最新の機器開発を協力したメーカーの参考機器を展示します。

■「自治体展示ゾーン」

●企業立地、観光、特産品など最新の各自治体の情報を発信いたします。
産業界と自治体の出会いのゾーンです。

セミナー・シンポジウムのご案内

会場：コスモスクエア国際交流センター
（大阪市住之江区南港北1-7-50 インテックス大阪 東隣）
会期：2001年2月6日・7日・8日
申込締切日:2001年1月31日（水）

申込要項

●参加費:※印以外はすべて有料です。（無料のものでも申込が必要です。）1セッション2,000円（消費税込）
●参加費は当日セミナー会場受付にて申し受けます。
●申込方法:下記の申込書に参加希望セッション、聴講者氏名、住所、FAX、等をご記入の上、下記のセミナー係にFAXでご送付ください。申込受付後聴講券をFAXで送付しますので、当日受付にご提出ください。
●各セッション定員に達した場合は、締切日以前であってもお申込をお断りすることがあります。尚、講師・演題は、予告なく変更になる場合がありますので、ご了承ください。
申込後のキャンセルは、受け付けることができません。代理の方のご出席をお願い致します。

2月6日（火）		2月7日（水）			2月8日（木）		
※ 「環境自治体ISO会議」総会・記念講演会 10：30～11：30 「ISO導入と自治体の活性化」		「まちおこしセミナー①」 10：00～12：30 「温泉活用活性化のハウ・ツーを探る」	「天然ガス車導入促進シンポジウム」 10：00～12：30 「ディーゼル車NO作戦、グリーン配送に学ぶ」	「行政改革セミナー①」 10：00～12：00 「市町村合併と地域活性化」	「グリーン産業創造シンポジウム」 10：00～12：00 「大阪におけるグリーン商品の製造状況について」	「新エネルギー開発促進セミナー」 10：00～12：00 「盛り上がる自治体の自然エネルギー導入」	「まちおこしセミナー③」 10：00～12：30 「最良の地域づくりをめざして」 ～地域活性化事業「ニューふぁーむ21」が目指すもの～
※ 「電脳山田村塾IN大阪」 13:00～16:00 「地域情報化への取り組みと電脳山田村」	「環境ISO取得セミナー」 13:00～15:30 「ISO取得と自治体の活性化」	「資源循環型社会構築シンポジウム」 13:00～16:00 「資源循環型社会の構築を目指して」	※ 「電気自動車導入促進シンポジウム」 13:30～16:30 「ITS技術を活用した電気自動車共同利用の展望」	「行政改革セミナー②」 13:00～15:00 「中核市・特例市指定と地域活性化」	「ESCO事業セミナー」 13:00～16:00 「省エネの決め手ESCO事業の普及目指す」	※ 「福祉映画上映会」 「ホームスイートホーム」 上映時間: 1回目 13:00～ 2回目 15:30～ （2回上映）	**申し込み書送付先** FAX 06-6341-4773 日本工業新聞社 事業部内 活力地方自治体セミナー係
		「まちおこしセミナー②」 16:30～18:00 「わがまちの活力源はEM」	「地域情報化セミナー」 13:00～14:30 「富山県・山田村から始まった地域情報化のススメ」	「グリーン購入ネットワークシンポジウム」 13:00～16:00 「自治体におけるグリーン購入のあり方」			

シンポジウム・セミナー聴講申込書

参加されるシンポジウム・セミナーの□に√を入れてください。
（上記の開催日程をよくご覧の上、ご記入ください。）※印は聴講無料です。

第2回活力地方自治体フェア招待状希望 （無料で希望枚数を送付いたします）	枚

	2月6日（火）	2月7日（水）	2月8日（木）
午前の部	□環境自治体ISO会議「記念講演会」※	□まちおこしセミナー ① □天然ガス車導入促進シンポジウム □行政改革セミナー ①	□グリーン産業創造シンポジウム □新エネルギー開発促進セミナー □まちおこしセミナー③
午後の部	□環境ISO取得セミナー □電脳山田村塾IN大阪※	□資源循環型社会シンポ □まちおこしセミナー② □電気自動車導入シンポ※ □行政改革セミナー② □グリーン購入ネットワークシンポジウム □地域情報化セミナー	□ESCO事業セミナー □福祉映画上映会※

社名／自治体名

所属・役職

氏名

所在地　〒

メールアドレス

TEL　　　　FAX

●事務局　日本工業新聞社大阪本社事業部内
「第2回活力地方自治体フェア」事務局
〒530-8277　大阪市北区梅田2-4-9
TEL.06-6343-3222～4　FAX.06-6341-4773
●ホームページ　http：//www.jij.co.jp/event/jichi/

情　報

政策レーダー

政策レーダー

地域ＩＴ推進のためのアクション・プランを作成

総務省はこのほど地域ＩＴを推進するためのアクションプランを作成した。

同プランは、昨年八月に地域ＩＴ推進本部（自治省）が示した、「ＩＴ革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」に盛り込まれた内容の計画的推進を図るため、総務省が取り組む事項等を年度ごとに提示したもので、計画期間は、平成十五年度までとなっている。

提示された事項のうち、「行政におけるオンライン化の推進」の項目では、地方公共団体の総合行政ネットワークの構築を推進するとともに、地方公共団体の庁内ＬＡＮ及び必要な職員に対する一人一台パソコンについて、十五年度までに全ての団体への接続を目標として整備のための地方財政措置を段階的に拡充するとしている。

また、「住民からの申請・届出等のオンライン化の推進」では、地方公共団体及び個人が発信した電子文書の真偽を確認するための認証基盤の整備や法令の整備、標準仕様の提示の他、地方税申告手続、消防・防災分野における申請・届け出等のオンライン化等を十三年度以降順次実施するとしている。

このほか、地域間における情報通信格差を是正し、全国どこにいてもＩＴの恩恵が受けられるよう基盤整備に努めるとし、地域総合整備事業債による支援を行うとしている。

新たな環境基本計画閣議決定

政府は、昨年十二月二十二日、二十一世紀初めの環境政策の基本方針となる新たな環境基本計画を閣議決定した。

これまでの資源・エネルギーの大量使用に依存した「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会から脱却するため、環境税やゴミ処理手数料の徴収など、経済的手法の導入を検討するよう提言。また、地球温暖化対策や化学物質対策など一一の重点分野をあげ、それぞれについて、具体的な目標や施策の方向などを示した戦略的プログラムを設定した。

新計画では、これまでの生産と消費のパターンを見直し、持続可能な経済社会を実現するため①環境への負荷をできる限り少なくし循環を基調とする社会経済システムを実現②健全な生態系を維持、回復し、自然と人間との共生を確保③環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を実現④国際的取り組みを推進ーの四つを長期的目標として掲げている。

この中で、地方公共団体の役割としては、地域の自然的社会的条件に応じて、地域における取組の目標や方向性の提示、各種制度の設定など、事業者、住民、民間団体や国の関係機関と協力、連携し、地域における環境保全施策を総合的に展開する必要があるとしている。

農村の将来像に関して提言

農林水産省は、今後の農村振興対策の参考とするため、昨年十月、二十一世紀における農村地域の将来像に関する懇談会（座長・生源寺眞一東大大学院教授）を設置したが、懇談会は、このほど「豊かで住みよい農村を目指してー明日のふるさと二十一」と題する提言を発表した。

国民の願いと期待に応える二十一世紀の農村の基本イメージは、良質で安全な食料が生産され、緑あふれる田園空間が拡がり、都市住民にとっても、ゆとりあるライフスタイルの舞台であるとしている。また、農地・水等の生産基盤が整備され、農産物の生産・流通情報をはじめとする地域資源情報の発信、地域の魅力を活かした産業展開、高度情報通信技術を活かした環境負荷の少ない産業の導入等が実現しているというイメージも掲げられている。

農村像は、①安心でゆとりある生活ができる地域②農村ならではの魅力的な資源のある地域③人・物・情報の行き来が活発な地域④人々が活き活きと暮らし学ぶことができる地域⑤地域の特色を活かした仕事のある地域ーの五つの柱に整理されている。また、具体例として、人々の営みと調和した、四季折々の美しい景観が育まれている地域ー②、農業者が意欲に満ちて生産性が高く持続的な農業を展開している地域ー⑤、等二十一項目が提示されている。その実現には、農村に暮らす人々の主体的な取組とともに、関係行政機関の連携・協力が必要としている。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

		（室料）
シングル	131室	8,500円より
ツイン	18室	16,000円より（2名）

★8〜16F

客室は広めで(シングル18m²)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。

シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。

東京での週末・祝日の行事に特別サービス

特別サービスとして

1 ご宿泊料金を最大20%割引きいたします。

（各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。）

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

※ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。

ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。
また大小4つのホール・会議室があり、幅広い用途にお使いいただけます

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊＜特別料金＞（室料）

シングルA	6,800円	（通常料金 8,500円）
ツ イ ンA	12,800円	（通常料金16,000円）

金曜のご宿泊は通常料金の15％ＯＦＦにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- **東京ディズニーランド**／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- **浅草**／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- **東京タワー**／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- **後楽園遊園地**／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- **東京都庁展望室**／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

[交通案内]
有楽町線・半蔵門線・南北線
「永田町駅」3番出口徒歩1分
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
タクシー　東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合（団体共済部）

ご予約・お問い合せは　**全国町村会館**　TEL:03(3581)0471　FAX:03(3581)0220
〒100-0014　東京都千代田区永田町1丁目11番35号